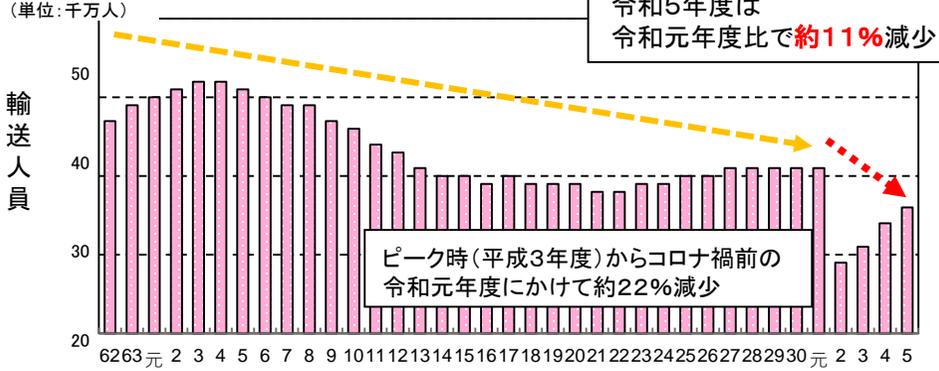


令和7年度国土交通省予算 (鉄道関係)について

令和7年4月21日
東北運輸局鉄道部

地域鉄道支援

輸送人員の推移



年度 ※昭和63年度以降に開業した事業者を除く70社
出典: 鉄道統計年報及び鉄道局調べによる

鉄軌道部門社員数の推移



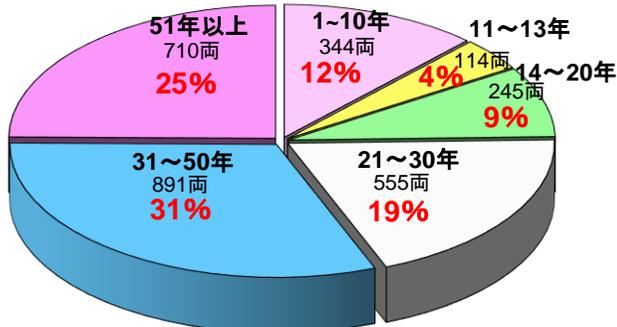
年度 ※昭和63年度以降に開業した事業者を除く70社
出典: 鉄道統計年報及び鉄道局調べによる

車齢

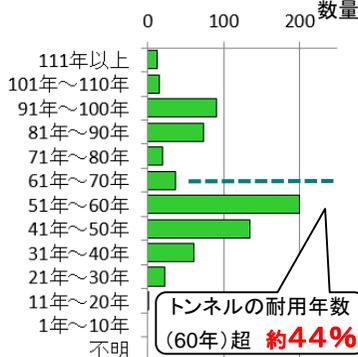
施設の現状

トンネル・橋りょうの経過年数別施設数

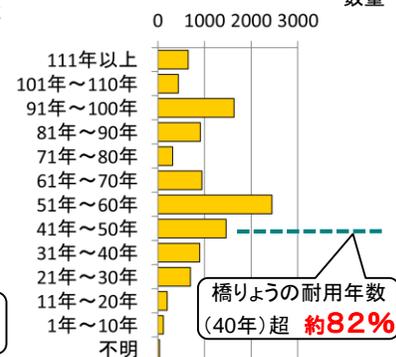
内燃車の耐用年数 11年
電車の耐用年数 13年



トンネルの経過年数別施設数



橋りょうの経過年数別施設数



※鉄道局調べ(令和5年度末実績) 地域鉄道事業者(96社)

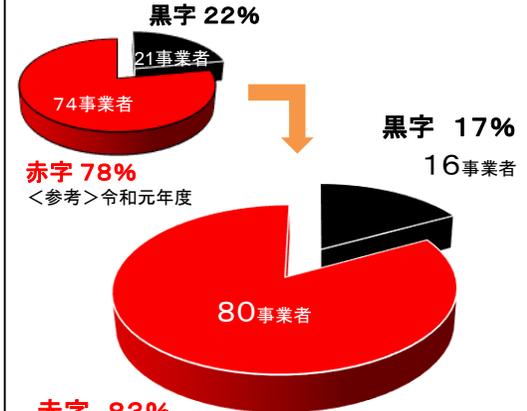
老朽化が進み安全設備更新の資金負担が事業継続のネック。
また、安全性向上・バリアフリーなど新たなニーズへの対応が困難。

※鉄道局調べ(令和5年度末実績) 地域鉄道事業者(96社)

※割合は不明分を除く
※トンネル・橋りょうの耐用年数は、材質によって異なる場合がある。

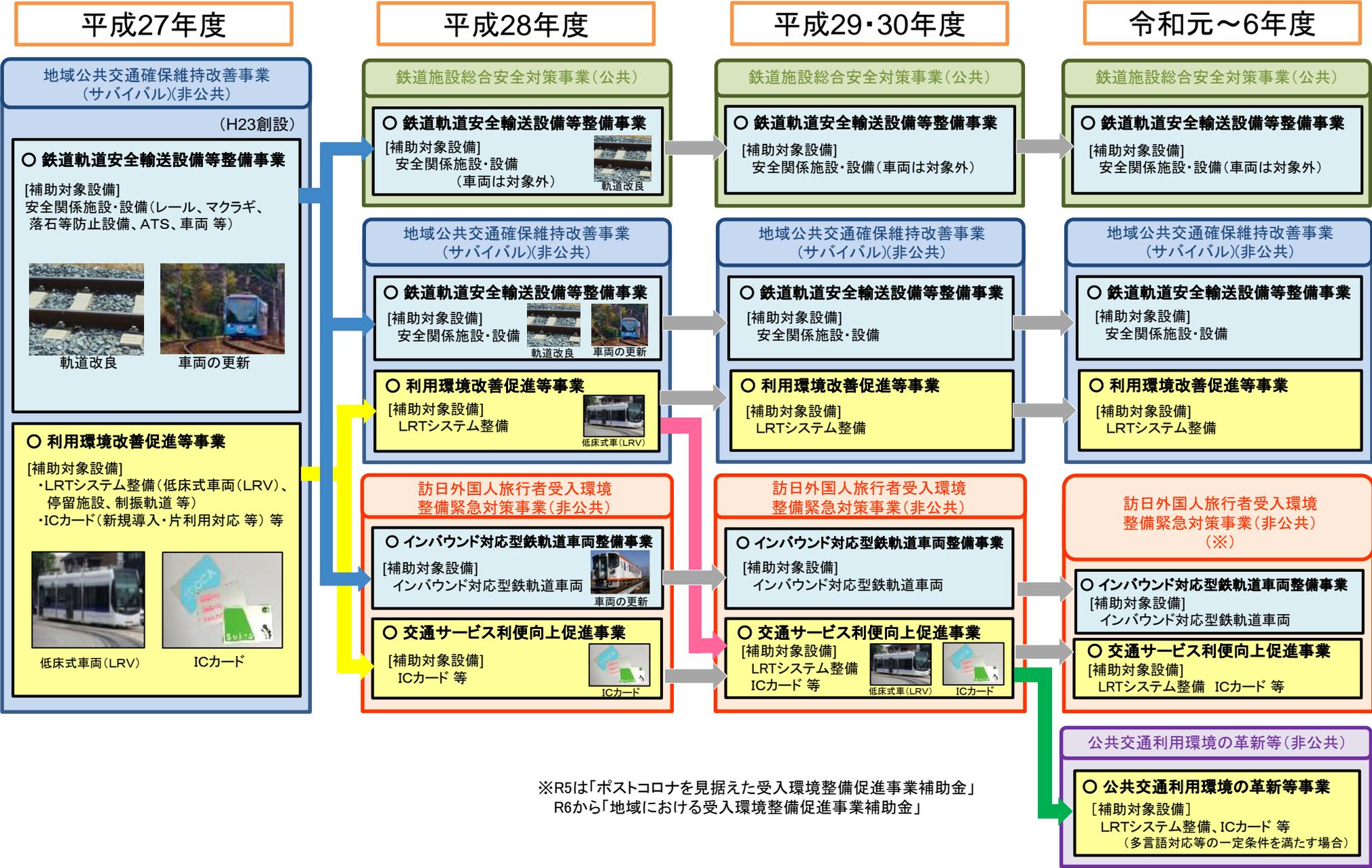
経常収支

令和5年度(鉄軌道事業)



※鉄道局調べ(令和5年度実績) 地域鉄道事業者(96社)

地域鉄道に対する補助制度の変更 [H27' →R6']



※R5は「ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金」
R6から「地域における受入環境整備促進事業補助金」

(単位:億円)

補助対象事業	補助制度の名称等	年度	R3	R4	R5	R6	R7
PCマクラギ化、 信号、踏切、法面等 の設備整備	鉄道施設総合安全対策事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業) 【鉄道局予算】	(前年度) 補正予算	(R2補正) 59.6の内数	(R3補正) 56.2の内数	(R4補正) 53.2の内数	(R5補正) 66.0の内数	(R6補正) 68.6の内数
		当初予算	43.1の内数	45.9の内数	50.4の内数	45.1の内数	45.3の内数
車両更新・改良 車両・設備修繕 (車両検査含む)	地域公共交通確保維持改善事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業) (利用環境改善促進等事業) 【総合政策局予算】	(前年度) 補正予算	(R2補正) 305.0の内数	(R3補正) 285.0の内数	(R4補正)※3 250.0の内数	(R5補正) 318.5の内数	(R6補正) 326.0の内数
		当初予算	206.3の内数	207.3の内数	206.9※3 の内数	214.1の内数	209.1の内数
LRTシステム (低床式車両、 軌道改良等)	地域における受入環境整備 促進事業(※1) (インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業) (交通サービス利便向上促進事業) 【観光庁予算】	(前年度) 補正予算	(R2補正) 50.0の内数	(R3補正) 99.9の内数	(R4補正)※3 362.7の内数	(R5補正) 243.6の内数	(R6補正) 158.2の内数
		当初予算	33.8の内数	27.1の内数	16.4の内数	13.7の内数	6.2の内数
ICカードシステム ロケーションシステム 観光列車 サイクルトレイン	観光振興事業 (公共交通利用環境の革新等事業・出国税) 【観光庁予算】	当初予算	12.4の内数	0.01の内数 ※2	0.01の内数 ※2	5.0の内数	6.7の内数
		当初予算	12.4の内数	0.01の内数 ※2	0.01の内数 ※2	5.0の内数	6.7の内数
新駅設置 行き違い設備 等	幹線鉄道等活性化事業※4 (地域公共交通計画事業[コミュニティ・レール]) 【鉄道局予算】	(前年度) 補正予算	—	—	(R4補正) 4.2の内数	(R5補正) 5.9の内数	—
		当初予算	3.6	1.7	0.2	—	—

- ※1 令和4年度予算までは「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」
令和5年度予算では「ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業」
- ※2 予算要求を行った補助対象事業について、訪日外国人旅行者受入環境整備事業の前年度補正予算で措置。
- ※3 「令和5年度鉄道局関係予算概要」に記載の金額を記載しており、「令和6年度鉄道局関係予算概要」に記載の金額とは異なる。
- ※4 令和6年度予算以降の新規採択は行わない。

鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）（公共）

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の更新を支援

1. 補助対象事業者 鉄軌道事業者
2. 補助率 国 ： 1 / 3 以内 または 1 / 2 以内（※）
3. 補助対象設備 レール、マクラギ、落石等防止設備、
ATS、列車無線設備、防風設備 等

※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況（財政力指数要件）の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1 / 2 等



軌道改良



法面固定



ATSの整備

予算額の推移

年度	3	3補正	4	4補正	5	5補正	6
予算額 (百万円)	4,308 (内数)	5,620 (内数)	4,588 (内数)	5,319 (内数)	5,035 (内数)	6,597 (内数)	4,514 (内数)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）（非公共）

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の更新等を支援

1. 補助対象事業者 鉄軌道事業者等
2. 補助率 国 : 1 / 3 以内 または 1 / 2 以内 (※1)
3. 補助対象設備 レール、マクラギ、落石等防止設備、
ATS、列車無線設備、防風設備、
車両 等 (※2)

※1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況(財政力指数要件)の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1 / 2 等

※2 車両以外の設備整備等については、鉄道事業再構築実施計画に基づき行われる場合を除き、当該設備の修繕を行う場合に限る



軌道改良



法面固定



ATSの整備



車両の更新

予算額の推移

年度	3	3補正	4	4補正	5	5補正	6
予算額 (百万円)	20,630 (内数)	28,503 (内数)	20,733 (内数)	25,000 (内数)	20,692 (内数)	31,854 (内数)	21,405 (内数)

地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業）

訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、地域鉄道事業者が行う鉄軌道車両設備の整備等を支援

1. 補助対象事業者 鉄軌道事業者等
2. 補助率 国 ： 1 / 3 以内 または 1 / 2 以内（※1）
3. 補助対象設備 車両（インバウンド対応のもの（※2）に限る。）

※1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業（当該計画に訪日外国人旅行者を含む観光誘客の取組が位置付けられているものに限る）を実施する事業のうち財政状況（財政力指数要件）の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1 / 2 等。

※2 車内案内表示、車内案内放送、車体の行先表示の多言語化により、インバウンド対応を実施する車両（実施済みのものなども含む。）を指す。



車両の更新



車内案内表示の多言語化



車体の行先表示の多言語化

予算額の推移

年度	3	3補正	4	4補正	5	5補正	6
予算額 (百万円)	3,383 (内数)	9,988 (内数)	2,706 (内数)	36,272 (内数)	1,643 (内数)	24,355 (内数)	1,374 (内数)

（留意事項）

・本事業については、訪日外国人旅行者における移動の円滑化のため、車両内において次停車駅に関して多言語での情報提供を行うことが特に望ましい。

利用環境の改善(LRTシステム整備への支援)

地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業）

観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（利用環境改善促進等事業）

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、公共交通の利用環境改善(LRT導入)を支援

1. 補助対象事業者 鉄軌道事業者
2. 補助率 国 : 1 / 3 以内等
3. 補助対象設備 LRT整備計画に基づき実施される
LRTシステムの整備に要する経費
(低床式車両(LRV)、停留施設、制振軌道等)



低床式車両(LRV)の導入



停留施設の整備



レールの制振性の向上

予算額の推移

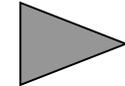
年 度	3	3補正	4	4補正	5	5補正	6
予算額 (百万円)	4,623 (内数)	9,988 (内数)	2,706 (内数)	36,272 (内数)	1,643 (内数) (配分なし)	24,355 (内数)	1,874 (内数)

地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業）
 観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）
 訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、ICカードの導入等を支援

- 1. 補助対象事業者 鉄軌道事業者
- 2. 補助率 国 ： 1 / 3 以内等
- 3. 補助対象設備 ICカード（全国相互利用可能なもの（※1）に限る。）の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）等



全国相互利用可能なICカード



ロケーションシステム

予算額の推移

年 度	3	3補正	4	4補正	5	5補正	6
予算額 (百万円)	4,623 (内数)	9,988 (内数)	2,706 (内数)	36,272 (内数)	1,643 (内数) (配分なし)	24,355 (内数)	1,874 (内数)

※1 Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。

（留意事項）・本事業については、訪日外国人旅行者における移動の円滑化のため、車両内において次停車駅に関して多言語での情報提供を行うことが望ましい。

地域公共交通再構築調査事業

- 危機的状況にあるローカル鉄道について、国も主体的に関与しながら、鉄道事業者と沿線自治体の共創を促し、単なる現状維持ではなく、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を促進していくため、関係者の合意形成に向けた支援を行う。

地域公共交通再構築調査事業

ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた鉄道事業者、沿線自治体等の関係者が参画する協議の場において、廃止ありき、存続ありきといった前提を置かず、ファクトとデータに基づく議論を重ね、必要な場合には対策案の実効性を検証するため実証事業を実施し、効果的な方針を決定するという合意形成のプロセスを支援。

【補助対象事業者】 協議会又は自治体

【補助率】 1 / 2

【支援対象】

○ 協議会の運営

- ・協議会の開催に係る費用

○ 線区評価のための調査事業の支援

- ・パソントリップ調査の活用
- ・ビックデータ分析
- ・クロスセクター分析 等

○ 実証事業の支援

- ・対策案の実効性を検証するための、期間を限定して行う以下の取組

鉄道輸送の高度化に向けた検証

(事業例)

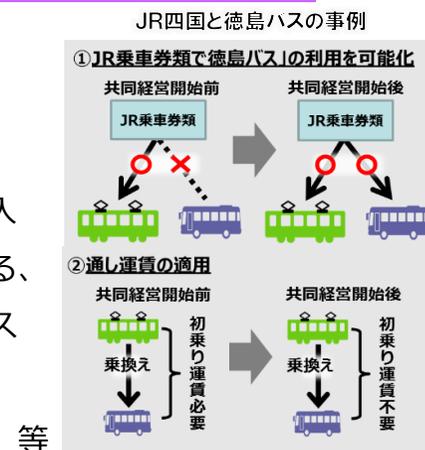
- ・増便、接続改善、ダイヤ変更
- ・現行の技術・安全規制の検証
- ・サイクルトレインの実施
- ・駅、駅前広場等の新たな利活用
- ・季節運賃・旅行者向け運賃の導入
- ・観光列車等の借り入れ、持ち込み
- ・チケットレスシステムの導入 等



バスとの共同運行やバス転換の検証

(事業例)

- ・並行路線バスとの共同運行
- ・鉄道とバスの乗り換え時における共通・通し運賃の導入
- ・一部又は全部の区間における、バス等の新たな輸送サービスの導入



利用者の大幅減等により、現状のままでは地域交通ネットワークの維持が難しい状況になっている地域において、地域戦略と連動した持続可能性・利便性・効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、令和5年度に新たに社会資本整備総合交付金に基幹事業として「**地域公共交通再構築事業**」を創設（**基幹事業の追加は創設以来初めて**）

地域公共交通再構築事業

地域づくりの一環として、**地域公共交通ネットワークの再構築**に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、**地域公共交通計画**及び**立地適正化計画**その他の**まちづくり・観光計画**において中長期的に必要な**ネットワーク（鉄道・バス路線）**を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援

【**交付金事業者**】 地方公共団体 ※交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

【**補助率**】 1/2

【**交付対象事業**】 **地域公共交通特定事業**※の実施計画の**認定**を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

※地域公共交通活性化法に基づく、**ローカル鉄道に係る公共交通再構築**や**バス路線の再編**等を行う事業実施計画

・**鉄道施設**（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備等）の整備

・**バス施設**（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備

※上記とあわせて、**効果促進事業**（地方自治体の作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業全体の20%を目的）で、**鉄道・バス車両**の導入も支援

※JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限（1/3は事業者の自己負担）

【補助要件】

(1) 地域公共交通計画の作成・地域公共交通特定事業実施計画の認定

- 地域公共交通計画が作成され、かつ、地域公共交通特定事業実施計画の大臣認定を受けていること
※鉄道については、再構築協議会等において策定された鉄道事業再構築実施計画に係る路線（原則輸送密度4,000人未満の線区）が対象

(2) 地方公共団体の計画における地域公共交通とまちづくり・観光戦略等の相互連携

- 地方公共団体が作成する、まちづくり/観光等に関する計画（例：立地適正化計画）において、まちづくりや観光における戦略の一つとして「鉄道の活用」「バスネットワークの活用」が位置付けられ、そのための実効性ある取組が具体的に記載されていること

(3) 事業の効果（実効性）を確認するための目標設定

- ①利用者数 ②事業収支 ③国/地方公共団体の支出額 の目標を設定すること

(4) 実効性のある地域活性化のための鉄道・バスの活用

- 本事業に関連する施設整備を含め実効性ある利用促進施策が実施計画に具体的に位置付けられること



※JRに関し、「新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」の運用を何ら変更するものではない

地域公共交通の再構築のため、鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両、GX/DX車両等、**先進的な車両を導入等**する場合において、導入等の目的に応じて支援ができる事業。

先進車両導入支援事業

鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両など先進的な車両導入等を支援することにより、より持続可能で利便性・生産性の高い地域交通へと再構築を図る。

(対象事業) 先進的な車両の導入等に関する経費

(補助率) 補助対象経費の1/2

(補助対象事業者) 地方公共団体 ※地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

⇒補助対象事業の要件については、地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）と同様の考え方

※JRに関し、「新会社とその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」の運用を何ら変更するものではない